

入札説明書

長崎県教育庁体育保健課

1 入札に関する条件及び注意事項

(1) 業務名

県立学校給食調理等業務委託（長崎・西彼地区）

(2) 履行期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日まで

(3) 仕様

別添、「県立学校給食調理等業務委託（長崎・西彼地区）」仕様書のとおり

(4) 入札・開札の期日及び場所

（期日）令和8年5月25日（月）午前11時30分開始

（場所）長崎県庁行政棟6階603会議室（長崎県長崎市尾上町3番1号）

※開札当日が悪天候（台風、大雨等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3(4)の部局に確認して下さい。

(5) 仕様書等に関する質問書の提出について

当該入札の仕様書等に関する質問については、仕様書等に関する質問書（第11号様式）により令和8年4月21日（火）午後5時までにFAXまたは電子メールのいずれかにて提出して下さい。なお、提出後は必ず確認のため、下記まで電話連絡して下さい。

入札及び技術提案書提出後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

- ・ FAX：095-894-3478（長崎県教育庁体育保健課）
- ・ 電子メール：s40050@pref.nagasaki.lg.jp
- ・ 電話：095-894-3395（長崎県教育庁体育保健課健康教育班）

※質問に対する回答は、令和8年4月24日（金）午後5時までにFAX又は電子メールにて回答します。なお回答は、質問をされた事業者を含め、原則として入札参加を予定する事業者すべてに送ります。

(6) 入札書の作成方法

- ① 入札書（第8号様式）及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載して下さい。
- ③ 入札金額（首標数字）は訂正することができません。
- ④ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができません。

- ⑤ 入札書が代理人である場合は、委任状（第10号様式）（委任者の届出済の印鑑を押印したものに限り。）の提出が必要です。入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。

入札書、入札用封筒、委任状は第8号～第10号様式をご利用下さい。

【注意事項】

- ・入札書は封筒(第9号様式)に入れ、封筒に会社名、業務名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は「長崎県知事 平田 研」宛として下さい。

(7) 技術提案書の作成方法

別添「県立学校給食調理等業務委託技術提案書作成要領」（以下、「技術提案書作成要領」という。）のとおり

(8) 技術提案書の提出期限及び提出場所等

① 技術提案書の提出期限及び提出場所

〔提出期限〕 令和8年4月28日(火)午後5時まで

ただし、持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までは除く)とします。

〔提出場所〕 3(4)の場所

② 技術提案書の提出方法

ア 技術提案書は提出場所に持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限り)提出期限内必着)して下さい。電話、FAXまたは電子メールによる提出は認めません。技術提案書を郵送する場合は、包装の表に「技術提案書在中」と明記して下さい。

イ 理由のいかんによらず、技術提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできません。

ウ 入札者は、その提出した技術提案書の引換え、変更又は取消しを求めることはできません。また、技術提案書は返却しません。

(9) 技術提案書の審査

① 提案者によるプレゼンテーションの実施

〔期日〕 令和8年5月11日(月)

〔場所〕 長崎県庁行政棟3階308会議室(長崎県長崎市尾上町3番1号)

※上記の期日及び場所で実施予定ですが、募集締切後、提案者に対し、別途時間と場所を連絡します。

- ・プレゼンテーションの項目は、「評価基準」の評価項目と一致するものとし、技術提案書作成要領に基づいて作成した技術提案書を用いて説明を行うものとし、
- ・企画提案は、提案者1者につき1提案のみとします。
- ・プレゼンテーションにおけるプロジェクト及びスクリーンは本課が用意します。
- ・プレゼンテーション時に必要なパソコン、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし入札参加者側で持参して下さい。
- ・プレゼンテーションの実施時間は、1業者30分とし、提案時間(デモを行う場合はその時間も含む。)を20分程度、質疑応答の時間を10分程度と予定しています。

② 技術提案書の審査・合否

- ・提出された技術提案書は、別に定める「落札者決定基準」に示す評価基準に基づき、提案に係る事項の履行の確実性に留意して審査し、合格した技術提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とします。
- ・技術提案書の合否については、令和8年5月13日(水)午後5時までに入札参加者に連絡し、別途、合否通知を郵送します。

③ 技術提案書にかかる留意事項

- ・虚偽の記載をした技術提案書は無効とします。
- ・入札参加資格要件を満たさない者、又は委託先事業者を選定するまでの間に入札参加資格要件を満たさなくなった者が提出した技術提案書は無効とします。
- ・提出された全ての書類は、長崎県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となりますので、法人に関する情報(いわゆる企業秘密等)に該当する場合は、その旨明記して下さい。

(10) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

ア 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の5以上の金額を令和8年5月22日(金)までに納付して下さい。なお、落札しなかった者については、適法な還付請求書を入札終了後に提出することで、後日口座振替にて還付します。

イ 次のいずれかに該当し、それぞれの関係書類が指定期限までに提出された場合は、入札保証金を免除します。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札保証保険証書を令和8年5月22日(金)午後5時までに3(4)の部局へ提出したとき。(書留郵便等の配達記録が残るものに限り郵送可、提出期限内必着)

なお、入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目として下さい。

- ・令和6年4月1日から令和8年4月30日までの間において本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するもの2件を、「入札保証金免除申請書(別紙3)」に添付し、令和8年5月18日(月)午後5時までに3(4)の部局へ提出したとき。(書留郵便等の配達記録が残るものに限り郵送可、提出期限内必着)

※それを証明するものとは、令和6年4月1日から令和8年4月30日までに締結した契約書の写しとします。なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出して下さい。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

エ 納付の方法

(i) 入札保証金の納付は、「入札保証金納付申出書(別紙1)」を令和8年5月18日(月)午後5時までに、3(4)の場所に提出して下さい。(書留郵便等の配達記録が残るものに限り郵送可、提出期限内必着)

(ii) 申出書を受け取り次第、納付書を送付しますので、最寄りの金融機関において納付して下さい。

- (iii) 納付を確認するため、「入札保証金納付届出書（別紙2）」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、令和8年5月22日（金）午後5時までに3（4）の場所に提出して下さい。（書留郵便等の配達記録が残るものに限り郵送可、提出期限内必着）

オ 注意事項

- ・入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5%以上となります。例えば2,000,000円（税抜き）で入札する場合、入札保証金は100,000円ではなく110,000円となるのでご注意ください。入札保証金が100,000円の場合は、1,818,182円までしか入札できず、2,000,000円の入札は無効となります。

② 契約保証金

ア 契約保証金等は、契約と同時に提出して下さい。

イ 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結し、その保険証書を提出したとき。
- ・令和6年4月1日から入札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを2件提出したとき。

※契約を証明するものとは、締結した契約書の写し及び発注者の履行証明書等とします。なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出して下さい。

- (a) 3,000万円以上
- (b) 3,000万円未満1,000万円以上
- (c) 1,000万円未満

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(11) 入札の無効

令和8年4月8日付「一般競争入札の実施(公告)」の「12 入札の無効」によります。

(12) 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者またはその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。1回目の開札で、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者がいなかったときは、3回を限度として、再度の入札を行います。3回までに決定しない場合は、技術提案書の審査に基づく技術評価点、入札金額に基づく価格評価点の合計点の最も高い者と見積の協議を行う場合があります。

(13) 落札者の決定方法及び入札結果の公表

別に定める「落札者決定基準」に基づき総合評価点を算定し、最終的な落札者を決定する

とともに、その結果については技術提案書の審査結果も含めて公表します。

(14) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出して下さい。
- ② 総合評価において評価された項目については、原則としてすべて契約の内容とすることとし、その履行を確保するものとします。履行されない場合は、債務不履行として、契約解除及び損害賠償請求の事由となります。
- ③ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。

(15) 競争入札の参加資格

令和8年4月8日付「競争入札の参加者の資格等（告示）」によります。

2 担当県職員等との接触の禁止等

一般競争入札参加資格申請書を提出した者の職員は、落札者が決定されるまでの間、体育保健課の職員及びその上位の職にある者に対し、本入札の手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触を禁止します。

3 その他

- (1) 技術提案書作成に係る一切の費用は、入札参加者の負担とします。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めてください。
- (3) 本業務を実施する場合は、当該業務の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行することとします。

(4) 当該契約事務に関する担当部局

(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県教育庁体育保健課健康教育班
(電話) 095-894-3395

(5) 入札参加申込み

- ① 本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格申請書（第1号様式）を、下記④に掲げる場所に提出して下さい。（書留郵便等の配達記録が残るものに限り郵送可、提出期限内必着）
- ② 申請の時期は、入札公告日から令和8年4月16日（木）まで（県の休日を除く）の午前9時から午後5時までです。
- ③ 資格審査結果
資格審査結果については、通知するものとします。
- ④ 申請書の交付・提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県教育庁体育保健課健康教育班
(電話) 095-894-3395